

議案第51号

天理市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例の制定
について

天理市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例を次のように制定しようとする。

令和元年9月3日提出

天理市長 並 河 健

天理市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例
(趣旨)

第1条 この条例は、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）

第3条第2項の規定に基づき、本市における生産緑地地区の区域の規模に関する条件について定めるものとする。

(生産緑地地区の区域の規模)

第2条 法第3条第2項の規定により条例で定める区域の規模に関する条件は、300平方メートル以上の規模の区域であることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。